

産地第111号
令和8年1月27日

イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠 様

京都市長 松井 孝治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和7年6月12日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン山科柳辻
京都市山科区柳辻草海道町15番地 他

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- (1) 今後も、法第10条に規定するところにより、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が発生する場合にあっても、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意すること。
- (2) 積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の第二種住居地域に立地している。

周辺の状況は、北側は道路を隔て事業所・店舗・住居、東側は事業所・住居、西側は道路を隔て事業所・店舗・住居、南側は田畠・道路を隔て住居が立地している。

2 説明会の状況

大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づく説明会については、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づく説明会開催不要認定を行ったため、規則第11条第2項の規定に基づき届出等の要旨を掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更が、オープン時・繁忙時のみ開放とした駐車場出入口の閉鎖であることから、変更に伴う周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。